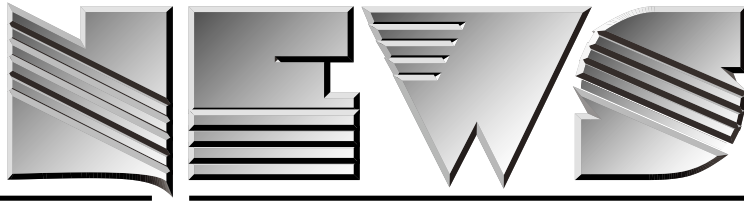




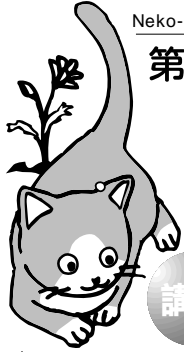
この中に  
ねこだすけ  
#ちねり



号外

vol.14

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net> NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440



### 第5回 狛江

## にゃんにゃんセミナー

講演 / パネル展示 / 質問・相談受付

地域ねこ対策・イベントのお知らせ

狛江にゃんセミホームページ  
<http://nyanko.circle.ne.jp/cn/kme/>

まちの猫問題への取組み

横浜市西福祉保健センター勤務

NPO ねこだすけ

獣医師 黒澤 泰 さん「地域猫のすすめ方」

工藤 久美子「行政とボランティアの協働」

講師

プロフィール

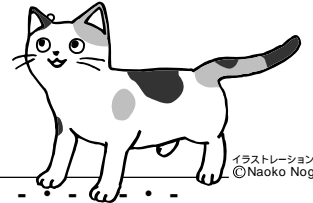
1957年生 鎌倉市在住 1979年 麻布大学卒 獣医学部  
1995年～ 磯子保健所にて、行政として全国で初めて「地域猫の考え方」を提案し、定義づけて実施する。  
2001年～ 西福祉保健センター(旧 西保健所)でも「猫トラブル0をめざすまちづくり事業」として地域猫事業を展開中。

2006年 9月3日(日) 午後1時～4時  
あいとぴあセンター 4F 講座室

小田急線狛江駅北口徒歩15分  
バス多摩川住宅行き「福祉会館前」下車

入場無料・予約不要。直接会場へお越し下さい。

主催：狛江地域ねこの会 共催：狛江市 協働：NPOねこだすけ ボランティアリーダー：野木さん



イラストレーション  
©Naoko Nogi

### 自治会ぐるみの地域ねこ対策

ねこだすけ市川 ボランティアリーダー 中川さん

ここ数年めっきり野良猫さんが増えてしまった市川のさる地域で今年2月、「地域活動として猫対策を行いたい。」とのお申し出がありました。

初めから自治会が主体となつての活動です。4月に第1回目の「野良猫対策の会」が自治会集会所で開かれ、約30人が集まりました。

数年間猫による被害で悩んでいた人、お隣のうちにエサやりの事で怒鳴り込んでしまった人、また、エサをあげているほうの人も、勇気を出して出席してくださいました。

日曜日にもかかわらず、市の保健部職員さんも出席して「排除ではなく、時間はかかるけれども共生しながら減らしてゆく」という市の考えをはっきり述べていただくので、合意形成がスムーズです。

会終了後、8名ほど有志が残り、各問題に具体的な解決策が出されました。

6月に行なわれた第2回目の会(下の写真)では、1回目出席者に勧められての参加者もあり、対策の必要性を強く望む気持ちがあがります。地元篤志家の方やマンション管理組合からも手術費用援助のお申し出もあり、さっそくT・N・R(トラップ：捕獲、ニュートナー：手術、リターン：戻す)の作業が始まりました。

今後も1ヶ月おきに会を開催し、「継続的な資金集め」

「周辺自治会への対策の広め方」などお話し合いが予定されています。(千葉県・市川市)



### 静岡県、浜松市では

主催：静岡犬猫ネットワーク 新見さん

7月22～30日のパネル展と、29(土)は人と猫との調和のとれたまちづくりシンポジウムです。

浜松市長に来賓のご挨拶をいただきました。(写真右上)

たくさんの共催、後援、協力をいただいたリーダーの新見さん(写真右)が浜松市で初めての催しを進めました。

「従来は住民からのねこの苦情に対し、行政マンが一手に解決を試みていた。

現在は、解決を目指す協働のための組織づくりに、行政マンが参加している。

地域問題解決の将来像は、協働組織が他の市民に働きかけ、自主・自立的解決を目指す。」...と、シンポジウムのゲスト講師、新宿区愛護動物担当行政マンの考えと、その思いと同じ目的の「協働」という方法で解決にあっているねこだすけも、展示パネルと共に招かれて講演しました。

写真1：パネル展

写真2：講師講演 / 新宿区

写真3：地域ねこ対策の解説  
ねこだすけと主催チーム



写真1



写真2

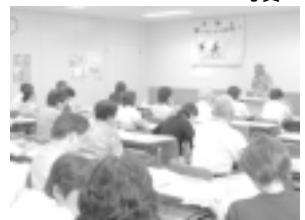
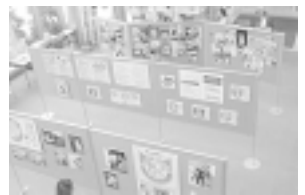


写真3



## アニマルウエルフェア(AWN)連絡会より寄稿

メールマガジン「どうぶつネットにゆーす」の配信記事です。

**野良ねこの飼い主や所有者・占有者の解釈を、アニマルウエルフェア連絡会を記名し、不適切に解説している事態をうけて、当連絡会の考え方を表明します。**

野良ねこへの給餌給水や繁殖制限の行為・態様などにおいて、その行為者が、一義的にねこの所有者あるいは占有者と同等の責務を負い、また所有等の権利を有する、という解釈を当連絡会はしていません。

参照法規「動物の愛護及び管理に関する法律（以下本法）」第一章 総則（目的）第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

本法では愛護動物の所有者または占有者の責務等を決めています。第二條の「何人」を定義できるものでもありません。

所有者または占有者とは、譲り受けや購入のほか、本法の定める愛護動物を離脱有体物として、その財産権利を有する者が、所有または占有の権利などを表明した場合です。あるいは、係争などやそのほかの何らかの目的を持って、何者かの所有や占有を法的に有効な手段で、意図的な作為を持って、適切確実に立証可能な場合などの、理論上の考えを妨げるものでもありません。

本法第一条の「管理に関する事項」は、本法による愛護動物の所有者または占有者の管理に係る事項です。

本法を前段として条例や措置を定めた自治体が野良ねこの「飼い主」などと表現して、所有者や占有者と同等の強い責務を指導するケースもありましたが、法令の解釈に基づく申し出をうけて、当該の指導や措置を改める方向です。この場合の飼い主とは行為や態様であり、本法の目的とする管理に関する主体者と異なります。

行為や態様に基づいて、飼い主と同一視される場合にも、同一視され、飼い主とみなされる者自らによって、所有や占有の権利の表明が行われるものでもありませんが、その権利の表明が妨げられるものでもありません。

野良ねこの所有や占有を表明しない者に対して、当該ねこの譲渡を促し、あるいは自宅内での飼養を求め、またはどこかに連れ去らせるなどの要求はできません。

メルマガ購読など詳しくは...  
www.dobutu.net



自宅内での飼養には、財産権利や生活権利の侵害が伴います。また、身体を侵されることも想定されます。

捕獲して保管し遺棄または処分などの行為は、その態様により可罰的違法行為（罰則のある法規違反）と判断される場合もあります。行政でも駆除処分の措置をしませんので、所有や占有を表明する事態でも同様です。

現実的には、ペットを想定した野良ねこ（成猫）の譲渡先の決定は極めて困難で、ほとんどできません。

所有者や占有者の特定されていない野良ねこに対する、繁殖制限手術や給餌給水の行為者が、所有や占有の表明をしない場合、所有者や占有者の特定はされません。但し、狂犬病予防法やその他の法規等により、所有者や占有者の特定される愛護動物を除きます。

野良ねこへの繁殖制限手術および給餌給水の行為は、本法第二条の「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」の実行行為であり、本法の「何人」は、特定される所有者や占有者を指すものではありませんので、原則として、所有や占有を表明する特定者と同等の権利も責務もありませんが、責務に準じる行為を妨げるものでもありません。

条例などで、「飼い主」の言葉を定義した例は、東京都条例に「飼い主＝動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。」とあります。離脱有体物の権利所有者とそれに準じる者を指しており、愛護動物の適正な管理などの責務に限らず、その所有者等の利益保護も目的にしています。

地域環境の保全等に伴い、合理的な整合性に基づき、動物所有の管理方法などに起因した、地域環境保全の受任限度を超える事態を、地域住民総意の上などで立証可能な場合などには、所管行政が法令に基づく執行措置も可能です。

地域環境保全に係る執行措置は、主に事業者やその他の者が、動物を不適切に多数所有や占有し、管理のいたらない事態などに起因して適用され、野良ねこの防除に係る措置とは基本的に異なります。

動物愛護行政所管でも、地域環境の保全とコミュニティの円滑化を図る目的から、法令順守の中で、野良ねこに対する概念や従来の指導を改め、将来につながる防除の方法を取り入れ始めています。

愛護動物のねこを排除するのではなく、これ以上増やさないと前もって措置とする、飼い主のいない猫との共生対策事業や、通称・地域ねこ対策事業が行われています。